

山梨県公報

第二号

令和元年

五月十三日

月曜日

目次

○救急病院等の認定……………	七
○手数料の収納事務の委託……………	七
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	七
公 告	
○山梨県登録販売者試験の実施……………	七
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出(二件)……………	八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………	九
○開発行為に関する工事の完了について……………	九
○使用料の収納事務の委託……………	一〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	一〇
企 業 局	
○使用料の収納事務の委託……………	一〇
公安委員会	
○一般競争入札について(二件)……………	一〇

告 示

山梨県告示第三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年五月十三日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称

所在地

地方独立行政法人大月市立中央 大月市大月町花咲千二百二十五番地
病院

二 認定期限 令和四年三月三十一日

山梨県告示第四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都千代田区麴町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会
- 二 委託に係る手数料 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料
- 三 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

山梨県告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 平成三十一年四月二十六日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町広瀬字前田八十八番五
- 三 指定道路の幅員 最大四・〇メートル 最小四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 二十八・八六メートル

公 告

山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日 令和元年九月十一日(水)
 二 試験場所 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス(受験者数によつては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - 2 人体の働きと医薬品
 - 3 主な医薬品とその作用
 - 4 薬事に関する法規と制度
 - 5 医薬品の適正使用と安全対策
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
 五 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験願書(県内に在住する受験者にあつては正本副本各一通、県外に在住する受験者にあつては正本一通とする。)
- (二) 写真(提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。)
- 2 受験手数料 一万四千元(受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかつた場合でも還付しない。)

六 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間 令和元年六月十三日(木)から同月二十六日(水)までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
- 2 提出先 甲府市に在住する受験者にあつては甲府市健康支援センターに、甲府市以外の県内に在住する受験者にあつては各保健福祉事務所(保健所)(支所を含む。以下同じ。)に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表 令和元年十月十一日(金)午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
- 2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九一)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

- 3 変更の年月日 平成三十一年四月一日
- 三 届出年月日 平成三十一年四月十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年九月十三日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公

告し、及び縦覧に供する。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号
- 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスガーデン甲府昭和 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西千五百六十三番地三外
- 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和情報サービス株式会社 代表取締役 板倉壽景 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

- 変更の年月日 平成三十一年四月一日
- 届出年月日 平成三十一年四月十九日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和元年九月十三日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 片倉工業株式会社 代表取締役 上甲亮祐 東京都中央区明石町六番四号
- 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 ニューライフカタクラ石和店 山梨県笛吹市石和町広瀬千三百七十四番二十一外
- 変更した事項

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
片倉工業株式会社 代表取締役 佐野公哉 東京都中央区明石町六番四号	片倉工業株式会社 代表取締役 上甲亮祐 東京都中央区明石町六番四号

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
片倉工業株式会社 代表取締役 佐野公哉 東京都中央区明石町六番四号	片倉工業株式会社 代表取締役 上甲亮祐 東京都中央区明石町六番四号

- 変更の年月日 平成三十一年四月四日
- 届出年月日 平成三十一年四月二十二日
- 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 縦覧期間 この公告の日から令和元年九月十三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四十七番の一の一部、九百九十六番の一の一部及び九百九十八番の一の一部並びに字菰塚千七番の一の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田与志広

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町綜合法律事務所

二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和元年五月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町小石和字神明百三十八番一及び百三十八番四から百三十八番二十五まで並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峽東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横浜市港北区新羽町千百四十四番地

一 株式会社新昭和ワイヤース 神奈川 代表取締役 神崎智

企業局

山梨県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和元年五月十三日

山梨県公営企業管理者 佐 野 宏

一 委託の相手方 東京都渋谷区渋谷二丁目十六番八号南雲ビル 弁護士法人館野法律事務所

二 委託に係る使用料 山梨県営石和温泉給湯使用料

三 委託の期間 平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年五月十三日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 映像ネットワークシステム 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十一年山梨県告示第七十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者である

こと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年五月二十二日（水）までの山梨県の休日（以下「県休」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月二十二日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和元年六月二十四日（月）午前十一時三十分山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和元年六月二十一日（金）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。
3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和元年六月十七日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日(六月十七日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamanashi Prefectural Police Information Network.1Set

2 Date and time for tender: 11:30AM June 24, 2019

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi

400-8586 Japan TEL 055-221-0110

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネー

ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和元年五月十三日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 K A Iシステム用端末・所属用E T O S端末 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

2 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者(同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。)でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十一年山梨県告示第七十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、

ては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和元年五月二十二日（水）までの山梨県の休日（以下「県の日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月二十二日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和元年六月二十四日（月）午前十一時十五分山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和元年六月二十一日（金）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和元年六月十七日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日（六月十七日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することが

ある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamamashi Prefectural Police Information Network,ISet

2 Date and time for tender: 11:15AM June 24, 2019

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section,
Information Management Division, Police Administration Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi
400-8586 Japan TEL 055-221-0110